

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、社会的ニーズである介護サービスを中心として、リハビリテーションを中心としたサービスを積極的に行い、より人間らしく生きるために積極的な生活支援を行うことにより、社会に貢献することであります。

当社は、これらの企業理念の実現のため、コーポレート・ガバナンスについて、当社の利害関係者と良好な関係を構築するに当たっての重要事項と考えております。当社の意思決定や行動が法令や市場のルールに反していないかという適法性を重視するだけでなく、社会に貢献しているか、社会の要請に反していないかという企業の社会性も重視しています。そして、コーポレート・ガバナンスが適確に機能するためには、徹底した透明性が必要であると考えております。法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主や投資家をはじめ、従業員、地域社会や顧客に対して積極的に情報開示を行っていく考えです。当社のコーポレート・ガバナンス体制の概要は以下のとおりであります。

取締役会においては、取締役5名のうち社外取締役(非常勤)を2名選任しており、業務執行の迅速な意思決定や透明性を維持する組織を構築しております。

また、当社は、平成29年6月30日現在、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることを目的として、監査役会を設置しております。監査役会においては、監査役の独立性と客観性を確保するため、監査役3名のうち社外監査役(非常勤)を2名選任し、取締役会の業務執行の監督・監視機能を強化しております。

内部監査につきましては、社長の直轄組織として内部監査室(5名)を設置しており、当社各事業部門が関係法令や社内規程を順守し、適切な運営がなされているか監査・指摘・検証を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合	3,901,992	34.00
山崎 嘉忠	2,915,400	25.40
有限会社タチバナ	873,000	7.61
シダー取引先持株会	627,800	5.47
座小田 孝安	574,100	5.00
シダー従業員持株会	205,300	1.79
劉 文江	100,000	0.87
大中 佳文	80,000	0.70
中濱 眞二	65,300	0.57
宮崎 達也	50,000	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 JASDAQ

決算期 3月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社のその他の関係会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社及び高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合は、当社の議決権の34.00%を所有するその他の関係会社であり、当組合とは、資本・業務提携契約を締結しております。また損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、当組合に対し99.25%を出資しております。両社の人的・資本的関係の状況は、当社独自の判断を妨げるものではなく、独立性が確保されているものと認識しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数

7 名

定款上の取締役の任期

2 年

取締役会の議長

社長

取締役の人数

5 名

社外取締役の選任状況

選任している

社外取締役の人数

2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
神田 浩	他の会社の出身者							○				
中村 儀成	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神田 浩		当社のその他の関係会社である損害保険ジャパン日本興亜株式会社、新事業開発部 部長を兼務しておりますが、両社の人的・資金的関係の状況は、当社独自の判断を妨げるものではなく、独立性が確保されているものと認識しております。	保険会社における長期の職務経験と様々な役職を歴任し、豊富な経験を有していることから、社外取締役として中立な立場からの有益な監督を適切に遂行していただけるものと判断し、選任しております。
中村 儀成		_____	NPO法人での老人介護・障がい者支援事業に関する幅広い見識と経験を有しており、その高い見識と経験を当社の事業全般に対して反映していただくとともに、社外取締役として客観的かつ独立性をもって取締役を監視していただくのに適任であると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会計監査人の本社往査の都度、ミーティングを行い、監査結果の説明や監査方針及び監査計画についての意見交換等を行い連携を密にしております。監査役は、会計監査人からの指摘事項の把握に努め、適切かつ円滑な監査が行われるよう社内整備を推進するなどして連携を図っております。

また、監査役と内部監査室との連携は、必要不可欠であるという認識のもと、内部監査室の監査については監査役と監査方針を打ち合わせし、重点的な監査項目の意見交換や監査結果、改善指導事項及び改善状況について書面または、口頭で報告を受け連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大野 繁樹	他の会社の出身者	○												
板鳥 博子	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大野 繁樹		――	医薬品関連の会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制の強化に相応しい人材として招聘しております。
板鳥 博子	○	独立役員であります。	司法書士としての職歴やリーガルの知識などから、会社が社会に対して公正な役割を果たしているかを監督するという観点から当社の社外監査役として相応しい人材として招聘しております。また、独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことなどから独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1 名
--------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在は、取締役に対するインセンティブ制度は設けておりませんが、今後は業績向上に対する対価として合理的な制度を構築し、企業価値向上へのモチベーションを高める施策を検討する必要があると考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

有価証券報告書において、取締役及び監査役の人数と年間報酬の総額を開示しており、社外取締役及び社外監査役についてもその人数と年間報酬額を()内数にて開示しております。

平成29年3月期 役員報酬

取締役報酬額 56,850千円(社外取締役を除く)

監査役報酬額 6,750千円(社外監査役を除く)

社外役員報酬額 2,880千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しており、各取締役の報酬等については、取締役会において担当する職務、業績、貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役から要請があった場合には、当社の社員より監査役補助者を選任し、その監査業務の執行をサポートすることとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 取締役会

取締役5名(うち社外取締役2名)で構成されており、定例の取締役会を月1回及び必要に応じて臨時に開催し、経営の全般につき迅速な意思決定を行っております。なお平成25年11月1日より、代表取締役を2名選任し、経営体制のさらなる強化を図っております。

(2) 監査役会

監査役3名(うち社外監査役2名)は、四半期ごとに監査役会を開催し、取締役の職務執行が、適正に行われているか等の報告を受け、検討や意見交換をおこなっております。また、月1回開催される取締役会にも出席しており、必要に応じて意見を述べるとともに、重要な書類等の閲覧、事業所等の往査を行うなど、その監視機能を発揮しております。

(3) 監査の状況

社長直轄の内部監査室(5名)を設置し、計画的な内部監査活動を実施することで、法令遵守や業務上の過誤による不測の事態の発生を予防するとともに、業務改善と経営効率の向上を目指しております。

また、会計監査については、会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正化に努めております。さらに税理士や弁護士とも顧問契約を締結しており必要に応じて適宜アドバイスを受けております。

(4) 報酬額の決定

役員報酬については、取締役・監査役とも報酬総額の限度額を株主総会決議により決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

その他

株主総会における質疑応答では、議長より積極的に発言を促すよう努力しておりますが、今後多くの株主が参加していただけるよう、様々な施策を検討しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催

年に2回程度、代表取締役が個人投資家向け説明会に参加し、会社の業績や見通しなどを説明、意見交換を実施しております。

あり

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催

中間、本決算の短信発表後、速やかにアナリスト・機関投資家向けに会社説明会を実施し、代表取締役自らが業績の内容、今後の見通し等について説明しております。

あり

IR資料のホームページ掲載

適時開示資料や会社説明会等に用いたIR資料は、速やかに自社HPのIRサイトに掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

当社は、株主や投資家の皆様、サービスを提供する利用者や取引先等、すべてのステークホルダーの信頼を獲得するため、「株式会社シダー行動指針」を定め、法令順守及び業務の適正を確保し、誠実な企業活動を行うこととしております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、企業行動指針を定め、リスク管理及びコンプライアンスに関する体制を全体に統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

(2)コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス管理規程を定め、周知・徹底する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、法令及び文書・情報に係る社内規程に従い、適切に保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社の経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを把握し管理を行うため、リスク管理規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。

(2)リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制にかかる責任者、及び各部門内のリスク管理に係るリスク管理担当者を定め、リスクを適時に認識・把握し、適切な対応を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定時に開催し、また必要に応じて適宜臨時に開催し、法定事項のほか、業務執行に関する基本事項・重要事項の方針について決定する。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)当社の内部監査部門は、定期的に子会社の業務監査を行うことに加えて、コンプライアンス・リスク管理体制等に関しても監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告する。

(2)子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社の取締役会に報告し、承認を得て行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役のためにより、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を設置することができる。

(2)取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事等については、監査役と事前に協議し決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす職務の執行の状況について報告する。

(2)監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。

(3)監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っていく。

上記の内部統制システムを整備することによって、不測の事態や業務上の人為的な過誤を未然に防ぎ、株主や投資家の信頼を失うことが無いよう、全社を挙げて内部統制システムの確立に取り組み、運用の徹底を図ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「株式会社シダー行動指針」において反社会的勢力との関係遮断を明記しております。また当社は、「福岡県企業防衛対策協議会」に入会しており、警察等関係機関とも定例会などを通じ、反社会的勢力の排除に向けた連携を図っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

敵対的買収防衛策については、他の株主利益を損なう場合もあることから、具体的な導入の検討はしていません。現在は業績向上と積極的な情報開示により、企業価値を高めることが、買収防衛に資するものと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」をご参照ください。

・コーポレートガバナンス体制の模式図

